

気をつけて!

こんなトラブル!!

いりません!
やりません!
お断りします!

もうかりますよ…
ここにサインを…

無料です…

キツパリ!!

消費者契約法

消費者と事業者の間にはルールがあります。

取り消しできる契約の一例

- ・帰ってほしいと言っても帰らずに勧誘され結んでしまった契約
- ・将来確実にもうかるなどと説明を受け結んでしまった契約

無効になる契約内容の一例

- ・「一切責任は負いません」など消費者の利益を一方的に害する内容
- ・キャンセル料のうち、実際の損害を上回る部分

困ったときには相談を!

消費者ホットライン

い や や !
TEL 188 番

(局番なし)

お近くの消費生活相談窓口につながります

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

和歌山県

悪質サイトへの登録

無料ゲームをプレイしようとアクセスすると出会い系サイトにつながってしまった。途中で読み飛ばしてしまい、規約にも気付かず、出会い系サイトへの登録とは思わずに同意画面で「同意する。」を選択してしまった。



はて？登録？

無料ゲームをプレイするつもりだったのに

- 登録画面や請求メールは、不安をあおる内容になっていますが、契約条件等を明示した再確認画面がない限り登録したことにはなりません。個人情報を提供しないよう連絡はせずに無視してください。
- 脅しのメールには受信拒否かアドレス変更で対応しましょう。

貴金属の訪問買い取り

洋服を買い取ると電話のあった業者が自宅に来たが、十分な説明もなく強引に宝石、指輪、金貨等の貴金属を安値で買い取られた。



- 訪問買取（訪問購入）では、飛び込みの勧誘や、消費者が要請していない商品の勧誘は禁止されています。
- 書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、売却契約のクーリング・オフができます（ただし、家具・家電・本等の例外があります）。
- 一人で対応しないようにし、買い取ってもらおうつもりがないなら、きっぱりと断りましょう。

固定通信回線の電話勧誘

「インターネットの料金が安くなる」と通信回線会社の変更を勧める電話があり、サービスや料金の仕組みが電話だけでは理解できなかったが、安くなるのならと思い応諾したところ、遠隔操作によって設定が変更された。

後日請求書を確認したところ、料金が以前より高くなっていました。

インターネットの料金が安くなる？



- 口頭でも契約は成立します。慎重に判断しましょう。
- サービス内容や料金体系が複雑で理解できないときは、資料の送付を求めましょう。
- 通信回線契約はクーリング・オフできませんが、初期契約解除制度が利用できます。

未公開株への投資

突然知らない投資会社から、近々上場予定の株式購入の電話勧誘を受け、絶対もうかると言われた。もし、本当なら魅力的な話だが…

絶対もうかります！



- 「絶対もうかる」なんてうまい話はありません。安易なもうけ話はきっぱりと断ってください。
- 過去に投資被害にあった人に『被害回復』をうたい、新たな投資に誘う手口や、販売業者とは別の業者が高値で買い取るとあおる『劇場型』の勧誘など、勧誘手口がより巧妙になっており、注意が必要です。

マルチ商法・ネットワークビジネス

友人から健康食品を勧められている。友人を紹介するだけで多額の手数料が入り、高額な商品代金もすぐに取り戻す事ができる。良い商品だから絶対売れるということであるが…

ぜったいに売れるから、
大丈夫!



- 簡単にもうかるという話には注意しましょう。
- 実際、素人が高額な商品を販売するのは難しく、商品の在庫や多額の借金が残ることに…。
- マルチ商法は、クーリング・オフ（契約から20日間）ができます。また20日間を過ぎていても中途解約ができる制度がありますので、消費生活センターや市町村窓口にご相談しましょう。

クーリング・オフとは

訪問販売などで、消費者が契約や申込みをしてしまった場合でも、**一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。**

特定商取引法上のクーリング・オフ期間

| | |
|--------------------------------------------------|------|
| 訪問販売（自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法等） | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | 8日間 |
| 特定継続的役務提供（エステ、学習塾、パソコン教室、語学教室、家庭教師派遣、結婚相手紹介サービス） | 8日間 |
| 訪問購入（店舗以外の場所で貴金属等を事業者が消費者から買い取る契約） | 8日間 |
| 連鎖販売取引（マルチ商法） | 20日間 |
| 業務提供誘引販売（モニター商法など） | 20日間 |

クーリング・オフができない場合

- ・ 価格が3,000円未満のものを現金で買った場合
- ・ 健康食品、化粧品、置き薬など消耗品の一部を使用した場合
- ・ 自動車の購入（リース契約を含む）・ 葬儀 など

クーリング・オフは書面で！！

クーリング・オフ期間内に、必ず書面（はがきや内容証明郵便）で出しましょう。

（8日目、20日目の消印有効）

- はがきの場合、表裏をコピーして、特定記録郵便か簡易書留で出し、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。
- クレジット利用の場合は、必ずクレジット会社にも出しましょう。

**期間を過ぎても、あきらめずに
消費生活センターや市町村相談窓口へ**

点検商法

屋根の瓦がずれているので、台風が来たら危ないと言われ指摘を受けた。点検だけでもしておいた方が良く勧められたのでお願いしたら、
どんどんと不安をあおり、結局高額な工事を契約させられた。

地震・台風が来たら
大変ですよ！！



- 点検商法はクーリング・オフ（契約から8日間）ができます。工事が済んでしまった場合や契約から8日間を過ぎていても可能な場合がありますので、消費生活センターや市町村窓口にご相談しましょう。
- 点検の結果、不安をあおり、契約を急がせるような説明をする業者は特に注意が必要です。

太陽光発電やオール電化工事等の契約トラブル

月々の支払額も重要ですが、ローンを組む際には総額でいくら払うのか、納得して契約する必要があります。工事の見積りをいくつか比較して業者を決めるなど、事前の情報収集が大切です。

キリトリ

● 申込日 年 月 日

● 販売店名

● 商品名

購入金額 円

● 販売担当者名

上記日付の申込みは撤回（または契約を解除）します。
なお、既払額 円を返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

・（住所）

・（氏名）

キリトリ

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
県消費生活センターや
お近くの市町村
消費生活相談窓口へ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター
【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談 (電話相談のみ)
【相談受付時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

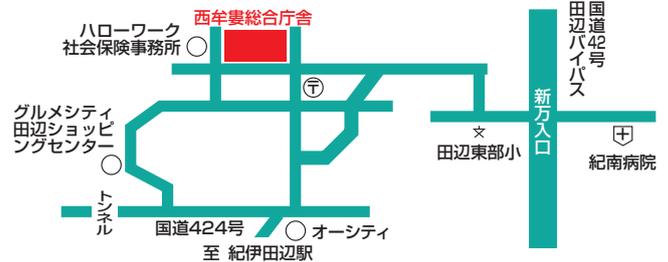
TEL(073)433-1551
FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999
FAX(0739)26-7943



和歌山県消費生活センターホームページ <http://www.wcac.jp/>

キリトリ

郵便はがき



切手

(販売会社住所)

(販売会社名)

(代表者名)

キリトリ

市町村消費生活相談担当窓口

| | | |
|-------|----------|---------------|
| 和歌山市 | 消費生活センター | ☎073-435-1188 |
| 海南市 | 市民交流課 | ☎073-483-8455 |
| 橋本市 | 生活環境課 | ☎0736-33-1227 |
| 有田市 | 産業振興課 | ☎0737-83-1111 |
| 御坊市 | 商工振興課 | ☎0738-23-5531 |
| 田辺市 | 自治振興課 | ☎0739-26-9911 |
| 新宮市 | 商工観光課 | ☎0735-23-3333 |
| 紀の川市 | 商工観光課 | ☎0736-79-3919 |
| 岩出市 | 市長公室 | ☎0736-62-2141 |
| 紀美野町 | 総務課 | ☎073-489-5907 |
| かつらぎ町 | 産業観光課 | ☎0736-22-0300 |
| 九度山町 | 産業振興課 | ☎0736-54-2019 |
| 高野町 | 総務課 | ☎0736-56-3000 |
| 湯浅町 | 総務課 | ☎0737-63-2525 |
| 広川町 | 総務政策課 | ☎0737-63-1122 |
| 有田川町 | 商工観光課 | ☎0737-52-2111 |
| 美浜町 | 総務政策課 | ☎0738-23-4901 |
| 日高町 | 住民福祉課 | ☎0738-63-3800 |
| 由良町 | 総務政策課 | ☎0738-65-1801 |
| 印南町 | 住民福祉課 | ☎0738-42-1738 |
| みなべ町 | 産業課 | ☎0739-72-1337 |
| 日高川町 | 総務課 | ☎0738-22-1700 |
| 白浜町 | 観光課 | ☎0739-43-6588 |
| 上富田町 | 総務政策課 | ☎0739-47-0550 |
| すさみ町 | 総務課 | ☎0739-55-4802 |
| 那智勝浦町 | 観光産業課 | ☎0735-52-2130 |
| 太地町 | 産業建設課 | ☎0735-59-2335 |
| 古座川町 | 産業建設課 | ☎0735-72-0180 |
| 北山村 | 総務課 | ☎0735-49-2331 |
| 串本町 | 産業課 | ☎0735-62-0557 |